

令和8年熊本地震の影響を受ける中小企業者の皆様へ

熊本県では、令和8年熊本地震の影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む。）の皆様に対し、熊本県独自の融資制度「金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠、セーフティネット保証対応枠（令和8年熊本地震分））」「小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）」による資金繰り支援を実施します。

	金融円滑化特別資金 （令和8年熊本地震枠）	金融円滑化特別資金 （セーフティネット保証対応枠 （令和8年熊本地震分））	小規模事業者おうえん資金 （令和8年熊本地震分）
対象者	次の(1)又は(2)に該当する者 (1)令和8年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2)令和8年熊本地震の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高等※が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者 ※平均売上高、平均売上総利益率、平均営業利益率	令和8年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第4号※の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ※第4号：突発的災害（自然災害等）災害救助法適用の21市町村が対象	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者 (1)令和8年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2)令和8年熊本地震の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高等※が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者 ※平均売上高、平均売上総利益率、平均営業利益率
融資限度額	1企業 8,000万円 1組合 1億円	別枠 8,000万円	2,000万円
融資期間	10年以内 （据置期間2年以内）	1年以上10年以内 （据置期間2年以内）	設備 1年以上7年以内 （据置期間6か月以内） 運転 1年以上5年以内 （据置期間6か月以内）
融資利率	2年以内 年1.50%以内 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.85%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.20%以内	2年以内 年1.50%以内 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.85%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.20%以内	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内
保証料率	0.00% ※県補助後		
担保	必要に応じて徴求		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要		
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会		取扱金融機関※、商工会議所、商工会、熊本県信用組合、産業支援財団 ※令和8年熊本地震に係るセーフティネット保証4号の指定期間に限り、取扱金融機関への申込み可

【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）

制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

